

指導行政のポイント

## 県費負担教職員の“人事権移譲”のゆくえ

菱村 幸彦

文部科学省は、さきごろ「県費負担教職員の人事権等の在り方に関する協議会」を発足させ、公立小・中学校教員の人事権を都道府県から市町村に移すことについて検討を再開した。

### 関係者の意見対立で調整が難航

県費負担教職員の人事権の移譲については、3年前に中央教育審議会答申（平成17年）で「教職員の人事権については、市区町村に移譲する方向で見直すことが適当」という方針を示し、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である」と提言している。

中教審がここまで具体的に提言しているので、中核市への移譲はすぐにも実現するかと思っていたら、これが意外に難航している。

文科省は、中教審答申直後の平成17年11月から18年12月にかけて8回にわたり、教育委員会関係者を集めて意見交換を行った。しかし、関係者間で賛否が分かれ、結論が得られなかった。賛否の内訳は、中核市・特別区・指定都市・大都市の各関係者が移譲賛成。都道府県・町村・へき地の各関係者が移譲反対、となっている。

人事権を有する都道府県教委が反対するのは、まあ当然として、移譲先である町村教委が強く反対しているため、なかなか制度化できないわけである。

町村教委の反対理由としては、人事権が移譲されると、人事について全県的な調整が難しくなり、一定水準の教員確保に支障が生ずること、町村ごとに教員採用を行うと、都市部に教員志願者が集中し、質の高い教員を確保できなくなるおそれがあること、仮に将来、人事権と給与負担が一本化されるようなことになれば、教員給与の負担で町村財政

が圧迫される可能性があることなどが挙げられている。

### 地方分権会議も移譲を再提言

関係者の意見交換が難航し調整に手間取っているうちに、教育基本法の改正と教育関連3法の改正が喫緊の政策課題となり、その対応に紛れて、人事権の移譲問題は少し遠のいた感があった。

それでも、教育関連3法を審議した中教審答申（平成19年）は、人事権の移譲に関して、「同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の意向に基づいて都道府県教育委員会が行うこととし、人事権全体の移譲については、小規模市町村の教育行政体制の整備の状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みや給与負担の在り方などとともに、引き続き検討していく必要がある」と提言した。

この提言に基づき、平成19年の地方教育行政法の改正で、県費負担教職員の同一市町村内の転任について、市町村教委の意向を一層重視する趣旨から、市町村教委の「内申に基づき」（従来は「内申をまっけて」）行うことと改められたことは、周知のとおりである。

一方、内閣府の地方分権改革推進会議が再びこの問題を取り上げている。本紙（6月15日号）で紹介したように、同会議の第1次報告では「（県費負担教職員について）都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、平成20年度中に結論を得る」ことを要請している。

文科省は、県費負担教職員の人事権の移譲について、その給与負担のあり方とともに早急な検討を迫られているわけである。冒頭の協議会がどんな結論を出すか。今後の成り行きに注目したい。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

■最新刊！

教職研修編集部【編】

B5判・定価2,100円

教育開発研究所

新学習指導要領、中教審答申、改正法、通知等34重要資料と「教職研修資料」最近の既刊号を収録！

## 『教職研修Data '07-'08 重要教育資料』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）